

事務連絡
令和3年9月29日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課

障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について

障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）第29条、第30条及び第31条において、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとするとして規定されております。

今般、「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」の調査結果を踏まえ、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止措置について、参考となる取組事例が別紙のとおり取りまとめられ、「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」（令和3年9月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・地域生活支援推進室事務連絡）にて各都道府県・市町村障害保健福祉主管部（局）宛に発出されております。

つきましては、貴部（局）におかれても別紙の内容について御了知の上、医療機関等へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

<参考>

- ・「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究報告書」

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798662.pdf>

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798664.pdf>

【別紙の内容等に関する照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止対策係（担当 松崎、松本）

TEL:03-5253-1111（内線3149）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp